

# 参考資料1 特区事項とその改廃

×印は全国展開が決定済みのもの。\*印は2006年1月26日の評価委員会報告に全国展開として盛り込まれたもの。( )は一部全国展開のもの。?は2006年度上半期の評価対象項目。  
2006.2.3 特区推進室事務局

改廃	番号	構造改革特区において実施可能な特例措置	講じられる特例措置に係る根拠条項	特例措置を講じるに当たっての条件	所管省庁	基本方針	全国展開方針	特区停止	別表から削除	認定特区
	101	海岸地域における地方公共団体と都道府県警察が協議して定めた計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	一般交通の用に供する特殊な海岸地域(一般的な自動車が無理なく通行可能な砂浜等)において都道府県警察が市町村等と協議して定めた計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を发出する。	警察庁	200307				-
*	102	市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を发出する。	警察庁	200307				3060 7006
×	103	ロボットの歩道における歩行実験のための道路使用の容認	道路交通法第77条第1項	特区内の実道における歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化するため、都道府県公安委員会規則の所要の改正を行うよう都道府県警市町村や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を发出する。	警察庁	200307	200502	10		3063 5076 1142
?	104	市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めた公共交通利用促進のための計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	市町村や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を发出する。	警察庁	200412				7044
(×)	201	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(技術移転事業者)	人事院規則(14-17)	国立大学教員等が技術移転事業者(TLO)の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ技術移転事業者が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。	人事院	200301	200402	4		1130 1152 2002 2045
(×)	202	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(研究成果活用企業)	人事院規則(14-18)	国立大学教員等がベンチャー企業等の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ研究成果活用事業者が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。	人事院	200301	200402	4		1104 1108 1126 1132 1139 1142 1145 1150 1152 1153 1213 1259 2002 2029 2041 2045 3064
(×)	203	国立大学教員等の民間企業との勤務時間内兼業の容認(株式会社等の監査役兼業)	人事院規則(14-19)	国立大学教員等の監査役兼業について、給与の減額が行われることを前提として、勤務時間内の兼業によらなければ監査役兼業が行えない事情が認められ、公務の運営に支障が生じない等の場合においては、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を可能と法律上の手当てが不要であること。	人事院	200307	200402	4		-
×	301	銀行法第12条の趣旨(=銀行の業務範囲に一定の制限を課して、預金者の資産や取引の安全を害する事態を回避すること)等を踏まえた上で、特区内での銀行店舗等営業用不動産の有効活用の申請について、優先的な処理	銀行法第12条		金融庁	200301	200402	4		-
?	302	地域通貨に対する前払式証券法の事前登録要件の緩和	前払式証券法の規制等に関する法律施行規則第11条の3	地方公共団体が、発行体である非営利法人の財務の健全性や資金の管理等について、購入者保護の観点から適正であると認めて構造改革特別区域計画を申請する場合には、第三者型発行者における事前登録要件のうち資本要件について課さないこととする。	金融庁	200412				7049 7064
×	401	住民票の写しの自動交付機の設置基準の緩和	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について(H2.6.19 自治省行政局振興課長通知)	個人情報やセキュリティに配慮すること。	総務省	200301	200409	7	200504	2016
×	402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置基準の緩和	印鑑登録者識別カードによる請求に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について(H5.12.20自治省行政局振興課長通知)	個人情報やセキュリティに配慮すること。	総務省	200301	200409	7	200504	2016
×	403	土地開発公社の保有地の賃貸の容認	公有地の拡大の推進に関する法律第17条	業務範囲の拡大が構造改革特区の趣旨、目的に合致し、特例措置を講ずる地域を限定する合理性が認められ、公社の経営の健全性を確保することが可能であること。	総務省	200301	200409	7	200504	1108 1126 1143 1203 1224 1250 1252 2040 2041 3037 4009 4035 4083 5013 5023 5040 5041 5042 5043 5061 5076 6015 6024 1126 1141
×	404	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供する場合における事業許可の届出化と卸電気通信役務契約届出の免除	電気通信事業法第9条、第39条の5	電気通信事業法第41条の技術基準適合義務等を維持すること。	総務省	200301	200402			
×	405	無線LAN等の出力の基準の緩和(5GHz帯無線アクセ)	電波法第4条無線設備規則第41条の21	空中線利得によって出力を増大させるものとし、かつ、既存の固定局に混信を与えないこと。	総務省	200301	200409	8		1201 1254
×	406	無線アクセスシステムを電気通信事業者以外にも個別に免許を付与	電波法第7条電波法施行規則第6条無線設備規則第7条周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)	当該地域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えないことを条件として、個別のケースに応じて免許する。	総務省	200301	200409	8		1201
×	407	農家民宿における消防用設備に係る消防令の規定に対する柔軟な対応(通知の発出)	消防法17条	現行制度と同等の安全性が確保されること。	総務省(消防庁)	200301	200409	7	200504	1137 1157 1223 1234 1247 2021 2042 2043 3007 3023 3043 3056 4006 4011 4012 4026 4042 4047 4077 5011 5048 5049 5050 5062 6047 6061 6082 6084 6088 1122
×	408	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し ①施設地区の基準の緩和 ②特定通路の幅員の緩和 ③通路の配置及び形状の基準の緩和	①石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条 ②石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第11条	①代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の施設地区の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 ②代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の特定道路の幅員によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 ③代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の通路の配置及び形状の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。	総務省(消防庁) 経済産業省	200301	200409	7	200504	1129
	409	地方公務員の臨時的任用期間の延長	地方公務員法第22条第2項から第5項	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新が認められているが、特区において、その任用期間の延長について、必要な範囲内で措置する。	総務省	200307				3016 3017 3022 3042 3050 5017 5079
×	410	ロケット打上げ射場における衛星機能確認のための無線通信の免許手続の簡素化	電波法関係審査基準	ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備(無線局)についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。	総務省	200307	200502	9		3072
	411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条第1項第1号	劇場等では、火災の際に在館者が安全かつ円滑に避難することができるよう、消防法令等に基づき各避難口に誘導灯及び誘導標識を設置することが必要であるが、一定の要件を満たす場合には、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができる。	総務省	200512				-

×	501	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大 (「研究」資格での「投資・経営」活動の活性化等)	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、別表第1、別表第1の2、別表第1の3、別表第1の4	特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できることとし、この場合の活動範囲は特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし、地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする。	法務省	200301	200409	11	1104 1105 1106 1108 1126 1132 1133 1136 1138 1139 1142 1145 1150 1152 1153 1154 1213 1217 1219 1242 1244 1249 2002 2003 2022 2028 2029 2040 4056 4075 5038 5076 5080 6054 7022 7068 1155
×	502	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等)	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	501の場合、在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。	法務省	200301	200409	11	1104 1105 1106 1108 1126 1132 1133 1136 1138 1139 1142 1145 1150 1152 1153 1154 1213 1217 1219 1242 1244 1249 2002 2003 2022 2028 2029 2040 4056 4075 5038 5076 5080 1155
×	503	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和・「研究」資格:修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和・「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	501の場合、「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。	法務省	200301	200409	11	1104 1105 1106 1108 1126 1132 1133 1136 1138 1139 1142 1145 1150 1152 1153 1154 1213 1217 1219 1242 1244 1249 2002 2003 2022 2028 2029 2040 4056 4075 5038 5076 5080 1155
	504	構造改革特区に係る外国人からの入国、在留申請の優先処理	出入国管理及び難民認定法第7条の2、第20条、第21条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2別表第三、第20条、第21条		法務省	200301			1103 1104 1105 1106 1126 1132 1133 1136 1138 1139 1145 1150 1152 1153 1154 1213 1217 1219 1242 1244 1249 2002 2003 2022 2028 2029 2040 3064 4056 4075 5022 5038 5076 5080 6054 1108 7022 7068 1155 1142 1134
	505	永住権取得要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第22条	永住権取得の許可要件について、運用上必要としている滞在期間を短縮する措置をとる。	法務省	200301			1132 1133 1142 1154 2029 1108 5022
	506	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める省令(平成27年8月法務省令)	研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流、受入れ団体及び受入れ企業の特定、当該団体及び企業における適正な研修の実施の実績、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入れ人数枠を拡大する特例措置を講ずる。	法務省	200307			3059 4008 9017
×	507	外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ(3年→5年)	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合に、「特定活動」の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間の上限について、現行の3年から5年とする。	法務省	200307	200502	11	5022 5076 1108 1138 1152 1153 1134
×	508	夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこととし、現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	法務省	200307	200502	10	3041 5001 6038 3019 4031 1152 7067
×	509	外国企業の職員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転動」の在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項、別表第1の2の表の企業内転動の項	外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転動」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し、	法務省	200402	200502	9	6033 3037 1153 1154
?	510	行刑施設における収容及び処遇に関する事務の民間事業者への委託の容認	監獄法	行刑施設における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務を一定の要件を満たす民間事業者へ委託することを可能とする。	法務省	200412			9091
?	511	行刑施設における診療所等の管理の公的医療機関への委託の容認	監獄法(関連法令:医療法)	行刑施設の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、公的医療機関が地域住民に対する医療を提供するため、施設の診療設備等を利用することを可	法務省厚生労働省	200412			9091
	512	「企業内転動」に関する在留資格の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	企業内転動の在留資格については、対象施設を地方公共団体等が提供する場合だけでなく、地方公共団体が賃貸借する場合や、地方公共団体が助成の対象として指定する場合などにおいても認めることを検討し、それぞれの場合において、事業拠点の確実な確保を担保する観点等から、対象施設が存在すること、地方公共団体の一定の関与が必要であること等の条件を付した上で、企業内転動の在留資格の決定が可能となるよう措置を講ずる。	法務省	200512			-
×	601	短期滞在査証の発給手続の簡素化	外務省設置法	鳥嶼を訪問する韓国等の近隣諸国からの観光客、修学旅行者等について、短期滞在査証の発給において必要とされる提出書類を削減する。	外務省	200307	200402	4	3058 3068
×	602	数次短期滞在査証の発給要件の特例	外務省設置法	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経同が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関する査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経同を要せずに在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	外務省	200307	200502	10	-
×	701	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	関税法第98条第1項、第100条第4号 税関関係手数料令第6条第1項	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。	財務省	200301	200409	7	200504 1112 1116 1119 1127 1128 1129 1131 1134 1138 1147 1152 1155 1202 1120 4074 5080 1138 1153
×	702	通関業務の24時間・365日化への対応	運用(関税法第98条関連)	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあ	財務省	200301	200409	9	1116 1119 1127 1128 1129 1134 1138 1152 1155 1202 1220 5080
	703	総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体を民間事業者等に開放	関税法施行令第51条の11第2号	許可を受けようとする地域全体を適切に管理又は運営できる法人であること等の要件を充足すること。	財務省	200301	200402		-
×	704	国立大学の施設、敷地等の民間事業者による使用の際の手続の簡素化(財務大臣協議を財務大臣通知へ変更)	国有財産法施行令第11条第12号、第13条第1項、第14条	国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。	財務省	200301	200402	4	1102 1103 1130 1132 1139 1145 1152 1155 1213 1244 1257 2002 2003 2022 2028 2029 2040 2041 2045 3064
×	705	国立大学の施設、敷地等を民間事業者に使用許可する基準の緩和	国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号)(文部科学省所管国有財産取扱規程平成13年1月6日文部科学省訓令第23号)	文部科学省の判断を踏まえ、国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。	財務省	200301	200402	4	1102 1103 1130 1132 1139 1145 1152 1155 1213 1244 1257 2002 2003 2022 2028 2029 2040 2041 2045 3064

×	706	保税蔵置場の許可に係る距離基準の特例	関税法基本通達43-1(2)	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、交通施設の整備の状況からみて国際物流の増進が図られると認められる場合においては、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。	財務省	200307	200502	8	3012 6060 7039
	707	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第7条第2項	農家民宿等を営業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。	財務省	200307			3005 3006 3007 4012 4020 4026 4037 4049 4077 5008 5011 5025 5026 5032 5048 5049 5062 6005 6014 6036 6047 6050 6079 6082 6084 6087 1122 1228 1157 7008 7013 7014 7017 7036 7037 7040 8007 8008 8016 8025 4006 5028 2042 9029 9031 9032 9067 9087 4034
	801	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和	学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準	学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること。	文部科学省	200301			3019 3041 4027 4031 4032 4033 4041 4055 4078 5003 5019 5020 5021 5030 5035 5056 5059 5073 5074 6031 6043 6044 6059 6081 6085 6086 1138 1152 7025 7074 1155 8003 8010 8013 8014 8017 8026 8044 9035 9048 9074
*	802	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化	(学校教育法施行規則第26条の2)※本条項に基づき研究開発学校制度の下に「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を新設	憲法、教育基本法等に基づく学校教育の取組みとして適切なものとする。	文部科学省	200301			1109 1208 1210 1211 1212 1214 1216 1245 2007 2011 2034 2035 2038 2044 2047 3009 3028 3062 3068 4014 4022 4025 4032 4039 4041 4048 4055 4057 4058 4059 4062 4063 4088 5039 5064 6001 6007 6014 6018 6019 6020 6021 6022 6023 6028 6045 6048 6063 6065 6071 6081 7023 7026 7028 7066 7071 8004 8018 8033 8051 9054 9073 9075 9077 9083 9093 9099
×	803	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化	学校教育法施行規則第24条、24条の2、25条	不登校児童生徒のみを対象とすること、不登校児童生徒に対して教育上の適切な配慮がなされていること。	文部科学省	200301	200409	8	1117 2036 3029 3040 4033 5020 6031
×	804	他の高等学校や中等教育学校の後期過程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和	学校教育法施行規則第63の5	高等学校の主体性を維持するため、単位認定に当たってのガイドラインをあらかじめ定めておくこと。	文部科学省	200301	200409	7	200504 1207 2018 2035 4027 4051 4072
×	805	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能化	運用	特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること。通学すべき学校への復帰を前提とすること。対象とする児童生徒の基準を予め定めておくとともに、対面による指導等が適切に行われること。(なお、自治体からの具体的な提案の内容によっては、必要な条例を定めること。	文部科学省	200301	200409	8	1208 1240 1241 2027 2036 4017 5020
?	806	幼稚園入園年齢制限の「満三歳に達する年度」への緩和	学校教育法第80条		文部科学省	200301			1111 1125 1148 1206 1225 2017 2031 2032 2037 3002 3003 3014 3065 3066 4002 4010 4023 4040 4044 4067 4069 4084 5006 5007 5010 5052 5053 6034 7011 7029 8005 8024 9004 9088
×	807	幼稚園と保育所を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う(幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする)	幼稚園設置基準	財政支援が重複しないよう適切な処置を講ずること。	文部科学省	200301	200502	8	1110 2006 2025 3004 3010 3021 3034 3038 3049 3057 4015 4053 4065 4066 5004 5007 5027 5047 5053 5054 5063 5067 5069 5071 5072 5075 5077 6009 6011 6017 6025 6037 6041 6049 6053 6058 6064 6083 7012 7021 7070
	808	教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する	運用	市町村で採用する教員に係る特別免許状の授与であること。	文部科学省	200301	200502		4028
	809	市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用に	運用	市町村で採用する教員に係る免許状の授与であること。	文部科学省	200301	200502		4028
	810	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条	特区において、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で特に必要が認められる場合に当該市町村が教職員の給与を負担し任用すること。	文部科学省	200301	200409	11	1149 1204 1236 1246 1256 2009 2015 2023 2024 2036 2039 3013 3029 4022 4028 4029 4058 4085 6052 7051 7054 7066 7069 7071 8031 8033 8047 9002 9026 9090 9097 9098
?	811	校地面積基準を校舎面積と運動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和	大学設置基準第37条、附則	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。	文部科学省	200301			5073 3019
	812	大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和	大学院大学の審査基準について	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。	文部科学省	200301	200402		-
(×)	813	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価	研究交流促進法第11条第1項	○地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。○試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。	文部科学省	200301	200402	4	1102 1103 1126 1130 1132 1139 1145 1152 1155 1213 1244 1257 1259 2002 2003 2028 2041 2045 3064

(x)	814	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必要な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認め)	研究交流促進法第11条第2項	〇地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。〇試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。	文部科学省	200301	200402	4	1132 1145 1152 2002 2022
(x)	815	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和	研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1、4項	各省各庁に対する事後的な報告を行うこと。	文部科学省	200301	200402	4	1102 1103 1126 1130 1132 1139 1145 1152 1155 1213 1244 1257 1259 2002 2003 2022 2028 2041 2045 3064
	816	株式会社による学校設置の容認	学校教育法第2条	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	文部科学省	200307			3019 3041 4027 4031 4041 4055 4078 5003 5019 5021 5035 5056 5059 5073 5074 6059 6085 6086 1138 1152 7025 7074 1155 8003 8010 8013 8014 8017 8026 9035 9048 9074
	817	不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置の容認	学校教育法第2条	地方公共団体が不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	文部科学省	200307			-
	818	不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法施行規則第57条、第57条の2	教育上適切な配慮がなされている場合には、不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を可能とする。	文部科学省	200307			3029 3040 4033 5020 6031
*	819	上学年の教科書を下学年の児童生徒に給与できる特例	平成15年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について(平成15年1月22日初教科第54号)	構造改革特区研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合には、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することと可能とする。	文部科学省	200307			4039 4062 6007 6019 3009 9083
*	820	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校、幼稚園)	私立学校法第25条私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文官庶第66号文部事務次官通達)	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。	文部科学省	200307			4027 4032 4033 4041 4055 5020 5030 6031 6044 6059 6081 6085 6086 8003 8010 8014 8017 8026 8044 9035 9074
*	821	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認(大学、大学院、高等専門学校)	私立学校法第25条学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年3月文部省告示第32号)	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。	文部科学省	200307			3019 3041 4031 4078 5003 5019 5021 5035 5056 5059 5073 5074 6043 1138 1152 7025 7074 1155 8013 9048
	822	公立学校の民間への包括的な管理・運営委託の容認	学校教育法(昭和22年法律第26号)第5条	公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	文部科学省	200402			-
?	822	公設民営学校の設置に関する特例	私立学校法	高等学校又は幼稚園を対象に公設民営学校を設置するため、地方公共団体が必要な資産の支援を行い、民間と協力して学校法人(公私協力学校法人)を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査は行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとする。	文部科学省	200502			-
x	823	幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)	共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。(1) 幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること(2) 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること(3) 職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること(4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること(5) 当該保育室は合同活動	文部科学省 厚生労働省	200402	200502	8	5027 5053 5054 5067 5075 6049 6058
	824	外国留学時の認定可能単位数の拡大	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条の2第2項	外国の高等学校への留学時における認定単位数の上限について、現行では30単位としているが、36単位まで拡大する。	文部科学省	200402			-
	825	NPO法人が不登校児童生徒等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化	小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)第5条、第6条、中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)第5条、第6条等	NPO法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とする。	文部科学省	200402			-
	826	高等学校全日制課程における不登校状態にある生徒に対する通信制課程の教育課程の特例の適用	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第57条の2 高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)第1章第8款	高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程で行なわれているラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行なう学習方法を	文部科学省	200402			6081
x	827	就学時健康診断の実施期限の延長	学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第1条	現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないよう留意しつつ、12月31日までの	文部科学省	200402	200402		-
?	828	大学設置基準の緩和(運動場設置の弾力化)	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第35条	運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。	文部科学省	200402			5003 5019 5021 5035 5056 5059 5073 5074 3019 4031 1152 4031 1155 8013
?	829	大学設置基準の緩和(空地確保の弾力化)	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第34条	空地については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、校舎内に適切なスペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における空地に係る要件を弾力化する。	文部科学省	200402			5003 5019 5021 5035 5056 5059 5073 5074 3019 4031 1152 1155 8013
	830	特別免許状の授与権者として市町村教育委員会の追加	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第6項	市町村において、地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担しその教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)に、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該教育委員会も授与権者となることを可	文部科学省	200404			6085 6059 8003 8017
x	831	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例	幼稚園設置基準	既存の幼稚園・保育所の施設の一部を転用する等により、保育室の共用化の特例を適用した合同活動の実施がしやすくなるよう、823・921の特例の認定を受けて幼稚園と保育所の保育室を共用化する場合であって、教育・保育の実施上支障がない場合には、幼稚	文部科学省	200404	200502	8	5027 5067 5075 6049 6058
	832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和	大学設置基準第36条第1項から第3項まで及び第6項大学通信教育設置基準第10条第2項	インターネット等のみを利用することで面接授業によらずに授業を行う通信制の大学・大学院について、教育及び研究に支障がないと認められる範囲で校舎等施設に関する特例を設	文部科学省	200404			6043

	833	校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業	学校教育法の一部を改正する法律等の施行について第五・五・(2)(3)(4)(昭和51年文部事務次官通達)各種学校規程の制定について第九条について(昭和31年文部事務次官通達)私立学校法の施行について四・2(昭和25年文部次官通達)準学校法人の認可基準の解釈および運用について1・1(2)(昭和35年文部事務次官通達)私立学校法第6条社会保険労務士法第2条	当該地域において教育上の特段のニーズがあり、このニーズに対応する専修学校又は各種学校の設置及びこれらの学校の設置を目的とする(準)学校法人の寄附行為の認可(変更の認可の場合を含む。)について、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地・校舎等の自己所有を求める必要がないこととする。	文部科学省	200502				6081
	901	社会保険労務士の業務に、労働契約の締結、変更及び解除の代理の業務を追加	職業安定法第11条第1項	社会保険労務士、求職者及び労働者並びに代理の相手方である事業主のいずれもが、特区内に係るものである場合に限り、一定の基準に該当する社会保険労務士を、代理の業務を行うことができる者として認定すること等を規定する方向で検討中。	厚生労働省	200301				-
×	902	島嶼部の市町村の公共職業安定所への取次ぎ業務の実施の可能化	職業安定法第11条第1項	厚生労働大臣が作成する特例の対象となる島嶼部の基準に適合すること。	厚生労働省	200301	200402		4	-
×	903	公共職業安定所と民間職業紹介機関が求職情報及び求人情報を共有化するための守秘義務規定の緩和の明確化	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2	地方公共団体の提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介機関が同一の場合で共同して職業紹介サービスを行うこと。	厚生労働省	200301	200409		7	200504 1118 5002
×	904	キャリア形成促進助成金の申請の事業主以外による代行の容認	雇用保険法第63条第1項、第4項、第5項、第7項	助成金受給を希望する個々の事業所に係る事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画の作成を代行し、助成金支給窓口(雇用・能力開発機構)による当該計画の内容や教育訓練の内容及び必要性等に係る照会に対応することが可能であること。県の条例で定める農業大学校であること。	厚生労働省	200301	200402			-
×	905	県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の実施	職業安定法第33条の2		厚生労働省	200301	200409		7	1209 1222 1227 3035 3061
?	906	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。(①指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、②老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認)	老人福祉法第5条の2第3項指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準身体障害者居宅生活支援事業の実施等について(平成12年7月7日付け障第528号)在宅知的障害者デイサービス事業の実施について(平成3年9月30日付け児発第832号)障害児通園(デイサービス)事業について(平成10年8月)	(①関係)食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしていること。(②関係)障害児関係施設の技術的支援を受けること。	厚生労働省	200301				1114 1156 1237 1238 1260 2020 2030 3015 3024 3067 4043 4060 4071 4081 5037 6004 6010 6068 6078 7009 7043 7047 9066 9071 9089 9095
*	907	特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として公設民営方式又はPFI方式により株式会社	老人福祉法第15条第4項		厚生労働省	200301				3008 5005
×	908	児童養護施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第42条第1項、第49条第1項、第56条第1項	暖かい家庭的な雰囲気での食事が提供が行われるようきめ細かな配慮が行われること	厚生労働省	200301	200510		10	3054 4004 7032
×	909	肢体不自由児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第55、56、68、69条	障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること。	厚生労働省	200301	200510		10	1239 2012 2013 4001 4030 6057 6069 7072
	910	株式会社の医療への参入	医療法第7条第5項	株式会社の医療への参入については、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。	厚生労働省	200307				8022
	911	ボイラー、第一種圧力容器の性能検査についての検査周期の延長	労働安全衛生法第41条第2項ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を裏付けるデータ等の提供を受け、安全性が検証された場合に、認めることとする。また、ボイラー等の1年を超える連続運転については、事業場ごとに認定要件が、一の小規模事業場のみでは安全管理、運転管理、保全管理等連続運転の認定要件を満たさない場合、コンビナートを構成する他の事業場と共同して申請することにより、全体として認定要件が満足されるのであれば、認定できることとする。	厚生労働省	200307				-
×	912	児童福祉施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第21条第1項、第27条、第75条第1項、第80条第1項	乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、暖かい家庭的な雰囲気での食事が提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省	200307	200510		10	4004 7032
	913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)	他施設の統廃合などを要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を弾力的に行うことを認める。	厚生労働省	200307				6003 7004
×	914	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)	共用化指針に基づき設置された施設において、保育所児と幼稚園児を合同で保育する保育室は、①幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること、②この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること、③保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであることに該当する場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	厚生労働省	200307	200502		8	3004 3010 3021 3034 3038 3044 3057 4015 4065 4066 5004 5007 5027 5047 5054 5063 5067 5069 5071 5072 5075 5077 6009 6011 6025 6037 6041 6049 6053 6058 6064 6083 7012 7021
×	915	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外(木造建築の容認)	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準身体障害者更生支援施設等の設備及び運営に関する基準知的障害者更生支援施設等の設備及び運営に関する基準知的障害者福祉法第21条の6	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。	厚生労働省	200307	200510		10	5009
×	916	保育の実施に係る事務的教育委員会への委任	児童福祉法第32条第2項	保育の実施に係る事務の効率的な実施が困難であると認められることから児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するために特に必要がある場合には、市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員	厚生労働省	200307	200502		8	200504 3004 3010 3034 3038 3057 4015 4046 5004 5027 5067 5071 5077 6053 7070
×	917	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第49条、第61条、第69条、第73条	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省	200307	200510		10	4001 4030 6057 6069 7072
×	918	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	児童福祉法第6条の2第4項児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第67条	児童短期入所事業について、施設長や直接処遇職員(介護職員等)等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても、知的障害者更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、近隣の身体障害者更生施設等から、①治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、②職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと、③その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。	厚生労働省	200307	200402		8	-
×	919	知的障害者通所更生施設の身体障害者の利用の可能化	知的障害者福祉法第21条の6		厚生労働省	200307			10	-

?	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認	保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)	公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認める。(1)調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること(2)児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること(3)社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること(4)必要な栄養基準を給与するとともに、食育を図る観点から、食育ブ共有化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共有することを認める。(1)幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること(2)幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること(3)職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること(5)当該保育室は合同活動社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。	厚生労働省	200402				5015 5053 5054 5060 5071 5072 5075 5077 5079 6002 6013 7015 7060 8040 8042 9086
×	921	幼稚園と保育所の保育室の共有化の特例	「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)	幼稚園と保育所の保育室を共有する場合、幼稚園と保育所の保育室を共有することを認める。(1)幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること(2)幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること(3)職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること(5)当該保育室は合同活動社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。	文部科学省 厚生労働省	200402	200502	8	5027 5053 5054 5067 5075 6049 6058	
×	922	救護施設の定員要件の引下げ	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第9条	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第9条	厚生労働省	200402	200402		-	
×	923	身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第4項身体障害者福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第15号)第1条の4	身体障害者短期入所事業について、利用者に応じた夜間の体制の整備等適切な人員及び施設設備を確保し、必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。	厚生労働省	200402	200402		-	
×	924	人員及び設備要件を緩和した単独型的障害者短期入所事業の容認	民間事業者による日帰り介護(デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日障第183号・老振第139号)	知的障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	厚生労働省	200402	200409		-	
?	925	支援費制度における施設訓練等支援費の日単位支給の可能化	身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第28号)知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第30号)知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)	現行では施設訓練等支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。(1)利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画(個別支援計画)を作成すること(2)本特例措置が実施されている市町村現行では知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。(1)利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと(2)月単位で利用する利用者として日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする(3)本特例措置が実施されている市町村の措置対象の利用者及び現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにする。	厚生労働省	200402			5044 7002 9005	
?	926	支援費制度における知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の日単位支給の可能化	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)	現行では知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。(1)利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと(2)月単位で利用する利用者として日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする(3)本特例措置が実施されている市町村の措置対象の利用者及び現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにする。	厚生労働省	200402			5044 7002	
?	927	狂犬病予防員及び捕獲人の任命権等の市町村長への拡大	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第3条、第6条、第21条、第23条	現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにする。	厚生労働省	200402			7005	
	928	サテライト型の特別養護老人ホームについての基準緩和	「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)	既存の特別養護老人ホームが、定員を1〜2ユニット分(10〜20人程度)減らし、その定員分を、本体施設との密接な連携を保持しつつ街の中にサテライト型特別養護老人ホームとして整備できるように、配置設備、施設長その他のスタッフに関する人員配置など、施設・刑務施設内の診療所等の管理委託が監獄法上可能であると整理された場合については、国が当該診療所等の運営責任を有し医療法上の開設者である旨を明確に示すといった措置を実施する。	厚生労働省	200412			7005 7007 7030 7033 7042 7045 7048 7062 8001 8049	
?	929	刑務施設における診療所等の管理の公的医療機関への委託の容認	監獄法(関連法令:医療法)	刑務施設内の診療所等の管理委託が監獄法上可能であると整理された場合については、国が当該診療所等の運営責任を有し医療法上の開設者である旨を明確に示すといった措置を実施する。	法務省 厚生労働省	200412			9091	
?	930	障害者施設(入所施設)の小規模サテライト化の容認	身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準第14条から第19条、第36条から第38条、第51条、第52条及び第56条指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第4条から第8条、第43条、第44条、第49条及び第52条知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 第23条から第25条、第28条、第47条、第48条、第52条及び第61条から第63条指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第4条、第7条、第45条、第49条、第55条及び第56条	身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準第14条から第19条、第36条から第38条、第51条、第52条及び第56条指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第4条から第8条、第43条、第44条、第49条及び第52条知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 第23条から第25条、第28条、第47条、第48条、第52条及び第61条から第63条指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第4条、第7条、第45条、第49条、第55条及び第56条	厚生労働省	200412			7001	
?	931	知的障害者グループホームの定員要件の緩和	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第84	知的障害者グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、現行では4人以上7人以下とされている定員要件を3人以上7人以下に緩和し、認知症高齢者グループホームの利用形態の一種として、サービスの質を確保できるように必要な条件を付した上で、短期間に限定したショートステイとしての利用を認める。	厚生労働省	200502			8037 9082	
	932	認知症高齢者グループホームにおける短期利用者の受入れ	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額に算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(第2011の(8))	知的障害者グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、現行では4人以上7人以下とされている定員要件を3人以上7人以下に緩和し、認知症高齢者グループホームの利用形態の一種として、サービスの質を確保できるように必要な条件を付した上で、短期間に限定したショートステイとしての利用を認める。	厚生労働省	200502			8023 8028 9003 9027 9030 9042 9043 9046 9050 9076 9094	
	933	特別養護老人ホーム等の耐火要件の緩和	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第1項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第124条第1項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第4条第1号	特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設については、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれかに設けている場合には耐火建築物としなければならないが、特区においてこれを準耐火建築物とすることを一定の要件の下で可能とする。	厚生労働省	200512			-	

×	1001	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認	農地法第3条	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。	農林水産省	200301	200502	9	1102 1113 1121 1122 1123 1124 1143 1151 1221 1226 1230 1231 1233 1234 1251 1253 2004 2042 2046 3007 3018 3023 3025 3026 3043 3052 3070 4003 4007 4019 4020 4034 4036 4054 4068 4070 4076 4079 4080 4086 4087 5024 5025 5026 5028 5034 5050 5051 5066 5070 5078 6006 6008 6016 6039 6042 6046 6051 6056 6061 6070 6076 6077 6088 6090 7013 7014 7016 7019 7024 7066 7090
×	1002	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、市民農園を新たに開設する者と地域との調和や市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。	農林水産省	200301	200409	9	1102 1115 1122 1137 1221 1223 1226 1228 1229 1232 1234 1247 1248 1251 2004 2010 2014 2019 2042 2043 2046 3023 3025 3026 3043 4012 4036 4042 4047 4052 4076 4077 5008 5028 5031 5033 5046 5048 5049 5050 5058 6026 6056 6061 6067 6070 6072 6088 7034 7050 7059
	1003	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴う森林の残置要件及び造成要件の緩和	保安林の転用に係る解除の取扱要領(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達)森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)	保安林の解除により実施される施設設置等による景観や騒音等周辺環境への影響が許容されるものであること。保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。特例措置として解除する保安林等の有していた機能に代替する措置を地方公共団体が措置すること。	農林水産省	200301			-
	1004	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和	保安林の転用に係る解除の取扱要領(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達)森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)	実施しようとする事業の主たる区域が保安林以外であって、解除を要する保安林が当該区域に隣接し、一定規模以内のものであること。保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。特例措置としての保安林の解除の代替措置として、必要に応じて、当該保安林の保全対象の移転その他の措置を地方公共団体が措置すること。	農林水産省	200301			-
×	1005	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲の拡大	農地法施行規則第1条の2	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業を追加する。	農林水産省	200307	200502	9	3027 3056 1122
×	1006	農地の権利取得後の下限面積要件(原則、都府県50アール、北海道2ヘクタール)の特例の設定基準の弾力化	農地法施行規則第3条の4	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要であり、地域の農地利用に支障が生じないように設定される区域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上より地域の実情に応じて設定できるようにする。	農林水産省	200307	200502	9	3001 3023 3043 3048 3053 3070 4005 4012 4016 4021 4038 4052 4061 4073 4076 4080 5008 5012 5029 5031 5033 5050 5055 5057 5068 5078 6035 6040 6061 6062 6066 6067 6070 6073 6076 6088 1122 7013 7050 7055 7056 7057 7058 8034 8035 8036
?	1007	行政財産である漁港施設の民間貸付けの容認	漁港漁場整備法第37条第1項地方自治法第238条の4第1項民法第604条借地借家法第3条	漁港管理者が選定した事業者が、水産物の流通機能の高度化を図るために漁港施設の運営を行う場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする家畜排せつ物の適正な管理による環境への負荷の軽減という法の趣旨が維持され、当該事業の実施による環境への悪影響が認められない場合等において、管理基準の適用除外	農林水産省	200404			6075
?	1008	環境への悪影響が認められない等一定の場合における家畜排せつ物管理基準の適用除外	国有林野を自然エネルギーの用に供する場合の規制緩和	国有林野を自然エネルギーを利用して発電の用に供する場合の取扱いについて(平成13年9月7日付け13林業第65号林野庁長官通達)国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて貸付けを行えることとする。	農林水産省	200412			7065
	1009	国有林野を自然エネルギー発電の用に供する場合の規制緩和	国有林野を自然エネルギーを利用して発電の用に供する場合の取扱いについて(平成13年9月7日付け13林業第65号林野庁長官通達)国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて貸付けを行えることとする。	地方公共団体が、小規模場外設備について、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、周辺地域で文教上及び保健衛生上著しい支障を来すおそれなく周辺環境と調和していること等を認めて、告示で定める施設基準への適合性(地域社会との十分な調整を含む。)等について、書面により確認した場合は、「競馬法施行規則第59条に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなす。これにより、農林水産大臣は当該施設の設置を承認することができる。	農林水産省	200412			1205
	1010	地方競馬における小規模場外設備の設置基準の緩和	競馬法施行令第2条及び第17条の7、競馬法施行規則第59条、農林水産省告示(平4.12.21農林水産省告示第1309号)、競馬法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭58.11.1農林水産事務次官通達)、競馬法施行令の一部改正について(昭29.9.27、農林事務	地方公共団体が、小規模場外設備について、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、周辺地域で文教上及び保健衛生上著しい支障を来すおそれなく周辺環境と調和していること等を認めて、告示で定める施設基準への適合性(地域社会との十分な調整を含む。)等について、書面により確認した場合は、「競馬法施行規則第59条に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなす。これにより、農林水産大臣は当該施設の設置を承認することができる。	農林水産省	200512			-
	1101	使用済物品等又は副産物を再生資源として利用してアルコールを製造する場合、アルコール事業法に基づく販売及び使用に係る許可を不要とし、流通管理(帳簿記帳・定期報告等)を行わないこと	アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節(第21条～25条)及び第4節(第26条～30条)、第35条～第37条	当該アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして製造されること。	経済産業省	200301			1255
×	1102	中心市街地の活性化のための大規模小売店舗の新設及び変更の際の手続きの簡素化	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号	都道府県等が、中心市街地の構造改革特区に関する認定申請の事前手続として、あらかじめ店舗の立地する市町村や住民等に対して構造改革特区計画案の内容を十分説明し、意見を聴取すること。	経済産業省	200301	200510		2008 3031 4064 8006 8011
×	1103	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定の範囲内で自営線により電力供給できる事業範囲の拡大	電気事業法施行規則第21条	特区内の供給者と需要家との関係において、資本関係等に関わらず、需要家保護措置を要しない密接な関係が確保されること。	経済産業省	200301	200409	7	200504 1107 1146 1155 1205 4013 4082 5080

×	1104	家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令	たとえば、燃料、機械、電気の特等家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルーチン化しておくことなど、個別の設備毎に、その技術的特性等に応じた適切な代	経済産業省	200301	200409	7	200504	1129 2005 5041
	1105	小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大	電気事業法施行規則第48条第4項		経済産業省	200301				1205
×	1106	運転停止時に燃料電池内の燃料ガスを排除するための不活性ガス(窒素ガスボンベ)の常備の不要化	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第35条	たとえば、燃料、機械、電気の特等家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施す	経済産業省	200301	200402	4		1129 2005
×	1107	ジメチルエーテル(以下「DME」という。)の実験設備について、一定の条件下における装置の改良又は改造に伴う許可申請手続きの簡素化(許可が必要なもの届出化、届出が必要なもの地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションに係る保安統括者等の選	一般高圧ガス保安規則第14、15、16、17条	現在実施されている定置用燃料電池普及基盤整備事業(ミレニアムプロジェクト)で収集された技術データに基づく技術検討結果などに応じ、例えば、(水素ガスを含む)停止時の残存燃料ガスによる爆発の防止や、停止時の残存燃料ガスによる発電の継続の防止に対す	経済産業省	200301	200409	7	200504	1218 2001
	1108	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション	一般高圧ガス保安規則第64条	たとえば自動遮断装置等保安統括者等を選任しなくても高圧ガス製造設備の保安が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全	経済産業省	200301				-
	1109	地方公共団体の提案に基づく燃料電池自動車及びDME自動車に係る、車両と燃料タンクと一体での再検査の可能性	容器保安規則第25条、第26条(容器細目告示第2条)	たとえば目視検査により容器内面を確認しなくても、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等の代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者から	経済産業省	200301				-
×	1110	地方公共団体の提案に基づく定置式製造設備(燃料電池自動車のための水素ステーション、DMEステーション)の保安距離規制の緩和	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が	経済産業省	200301	200402			-
×	1111	地方公共団体の提案に基づくDMEの実験設備における防爆構造が困難な計測機器の容認	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号	たとえば換気、ガス漏れ検知設備の完備等防爆性能を有する構造でなくとも良い代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証さ	経済産業省	200301	200402			-
	1112	地方公共団体の提案に基づく液化水素ガスの輸送容器の充填率の上限の緩和	容器保安規則第22条	たとえば換気、ガス漏れ検知設備の完備等防爆性能を有する構造でなくとも良い代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証さ	経済産業省	200301				-
×	1113	地方公共団体の提案に基づくDMEの貯蔵設備を埋設した場合の保安距離規制の緩和	一般高圧ガス保安規則第22条	貯槽を埋設することにより、爆発等の周囲への影響がどの程度緩和されるのか等に関するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	200301	200402			-
	1114	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションの整備に係る保安検査周期の延長	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第14条(昭和50年8月1日通商産業省告示第	保安検査周期の延長が可能であると判断できる。設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	200301				1107
?	1115	地方公共団体の提案に基づく高圧ガスに係る認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(平成11年9月22日立局第1	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(平成11年9月22日立局第1	処理能力の増加に伴う危険度評価、事業者の管理能力を客観的に示すもの等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	200301				1107
×	1116	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス保安法上の可燃性ガスの製造施設の保安距離規制の緩和	コンピナート等保安規則第5条第1項第2号	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性	経済産業省	200301	200402			-
×	1117	地方公共団体の提案に基づく含有酸素可燃性ガスの圧縮禁止条項の緩和	コンピナート等保安規則第5条第2項第1号ハ	可燃性ガス中の酸素の容量の比率を上げて、安全性が確保されることを証明するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	200301	200402			1107
×	1118	地方公共団体の提案に基づく他の防液堤配管の通過制限の撤廃	コンピナート等保安規則第5条第1項第36号	たとえば配管からの高圧ガスの漏えいを防ぐための2重配管構造等防液堤の内外に設備を設置しても安全が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者	経済産業省	200301	200402			-
×	1119	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス設備の開放周期の自主基準化	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第16条(昭和50年8月1日通商産業省告示第	開放検査周期の延長が可能であると判断できる。設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	200301	200409	7	200504	1107 5018
×	1120	地方公共団体の提案に基づく工場棟の建て替えやコンピナート地区の再開発等における石油コンピナート等災害防止法上のレイアウト規制等の	石油コンピナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条	たとえば防火設備等代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	総務省(消防庁)経済産業省	200301	200409	7	200504	1129
	1121	場外車券売場の設置許可基準の特例	自転車競技法第4条自転車競技法施行規則第12条、第13条構造及び設置並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示(平成14年10月経済産業省告示第336号)	地方公共団体が、下記の措置を講じる場合に、場外車券売場の構造等の設置許可基準の特例を設ける。・場外車券売場の周辺にある文教・医療施設に対して著しい支障を及ぼすおそれがあるようにするための措置を講ずる。・それぞれの施設の規模・構造が適切なものであり、車券の発赤等の公正かつ円滑な実施のために最低限必要な設備を有する。・場外車	経済産業省	200307				-
	1122	特区における特定事業に係る電力の特定供給の許可の審査手続の迅速化	電気事業法第17条第1項電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12年3月21日付け平成12-03-16資第1	「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」の認定を受ける特区において、電力の特定供給の許可に関する標準処理期間が現在2週間と定められているが、審査期間を原則3日以内に短縮する。	経済産業省	200307				4013 4082 5080 1205 1107 1155
	1123	研究開発の実施期間における海洋温度差発電設備に関する各種検査等の手続の不要化・簡素化	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条	出力が100キロワット以下の海洋温度差発電設備の発電実験であって、発生した電力が実験施設内の電氣的閉鎖区域の中で全量消費される場合、研究開発の推進母体に設置される専門家委員会等による設備の工事、自主検査を適切に実施するための体制・方策等を保安規程に明記することをもって、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。	経済産業省	200307				3064
	1124	小型バイナリー発電設備の定期自主検査の時期の延長	電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について(平成12年6月27日付け12公電技19号)	小型で安全性が高いバイナリー発電設備(燃料を使用せず、安全な媒体(例えば、難燃性・毒性がない・機器腐食性がない・化学的に安定である、など)を使用し、最高使用温度及び最高使用圧力が低く、出力500キロワット未満のもの)については、設置者が、当該設備の使用実態(外観、運転状態、事故の有無等)を踏まえて、安全確保上、定期自主検査の時期を延長しても問題のない時期を技術的に証明し、それが国により確認された場合には、定期検査周期の延長が可能であることを証明する腐食や損傷などのデータ及び具体的な検査周期等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス施設の検査	経済産業省	200307	200502			1107
×	1125	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス施設の検査周期の延長	コンピナート等保安規則第34条第2項	高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば、爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離の変更を可能とする。	経済産業省	200307	200402			-
×	1126	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る事業所の境界線までの距離変更の可能性	コンピナート等保安規則第5条第1項第8号	たとえば、爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から隣接する保安区画	経済産業省	200307	200402			-
×	1127	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更の可能性	コンピナート等保安規則第5条第1項第10号	保安区画内にある高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から隣接する保安区画	経済産業省	200307	200402			-
×	1128	石油コンピナート事業所における試験研究施設の変更工事に伴う手続の簡素化	一般高圧ガス保安規則第15条、第17条、コンピナート等保安規則第14条	石油コンピナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。	経済産業省	200307	200502	8	200504	5018





* 1206	NPOによるボランティア輸送において、有償運送を可能化	道路運送法第4条、第80条第1項	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。	国土交通省	200301	200402	4		1120 1135 1144 1156 1215 1235 1260 2020 3039 3069 5014 6029 6030 7019 7024 7027 7031 7035 8020 8012 8015 8019 8020 8021 8030 8048 9005 9006 9007 9008 9009 9010 9011 9012 9013 9014 9015 9016 9018 9019 9020 9021 9022 9023 9024 9025 9028 9033 9034 9036 9037 9038 9039 9040 9041 9044 9045 9047 9049 9051 9056 9057 9058 9059 9060 9061 9062 9063 9064 9065 9068 9070 9072 9073 9080 9081 9086 9100
×	交通機関空白の過疎地において、生活交通確保のための有償運送を可能化	道路運送法第4条、第80条第1項	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。	国土交通省	200301	200402	4		1258 2026 3036
*	公有水面埋立地の用途変更等の制限期間の短縮(港湾内において10年→5年)	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。	国土交通省	200307				3020 1205 1119 1155 1152 1134
×	違反広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大	屋外広告物法第7条第4項	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。	国土交通省	200307	200402	7	200504	3030 3032 3046 3047 3055 4018 4024 4045 4050
	河川上空における個人占用による橋の設置の容認	河川法第24条、河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日、建設省河政発第67号建設事務次官通知)	個人占用による橋の設置については、周辺地域の合意形成・管理形態の整理を図り、治水・利水及び河川環境へ著しく影響を及ぼさない場合に認めるよう通知する。	国土交通省	200307				-
×	駐車場利用料金の設定・変更手続の特例	道路整備特別措置法第8条第4項、第11条第2項、第3項、同法施行令第4条ほか	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものと公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎の確保が必要であり、本来入居者の入居を阻害しない等の場合は、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うことを都道府県に通知する。	国土交通省	200307	200502	9		3011 3033 5016 5045
×	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化	補助金適正化法第22条	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものと公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎の確保が必要であり、本来入居者の入居を阻害しない等の場合は、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うことを都道府県に通知する。	国土交通省	200307	200502	8	200504	3071
×	大学の建築基準の特例(天井の高さの下限3.0メートル→2.1メートル)	建築基準法施行令第21条第2項	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。	国土交通省	200307	200402			-
?	特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について(平成15年3月20日国道交第167号)重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和と自動車の認定に係る特例措置について(平成15年3月31日国自技第383号)	特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について(平成15年3月20日国道交第167号)重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和と自動車の認定に係る特例措置について(平成15年3月31日国自技第383号)	重量物輸送効率化事業(特定事業1205)においては、現在、軸重が車両制限令第3条第1項及び道路運送車両の保安基準第4条の2第1項に規定する値を超えない車両に限り特例措置の適用対象としているものを、特定事業1205の条件である「道路を適切に管理するための措置」が特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施される場合には、エアサスペンションを装着し駆動軸重が11.5トンとなる車両についてNPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明	国土交通省	200402				6089 3012
×	空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の適正な運用の明確化	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条、第3条	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明	国土交通省	200402	200510	9		5050 1122 7061
*	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大	道路運送法第80条第1項	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業(特定事業1206)は、平成15年度中に特区としての特例措置を緩和した上で、全国的に実施することとしている。その要件のうち、使用車両については、車いすのためのリフト等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定することとしているが、新たに、特区における特例措置として、セダン型等の一般の車両の使用を認めることとする。	国土交通省	200404				5014 6029 6030 7019 7024 7027 7031 7035 8002 8012 8015 8019 8020 8021 8030 8048 9005 9006 9007 9008 9009 9010 9011 9012 9013 9014 9015 9016 9018 9019 9020 9021 9022 9023 9024 9025 9028 9033 9034 9036 9037 9038 9039 9040 9041 9044 9045 9047 9049 9051 9056 9057 9058 9059 9060 9061 9062 9063 9064 9065 9068 9070 9072 9078 9080 9081 9086 9100
×	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人の貸渡しシステムの容認	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)	レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることが前提として、無人の貸渡しシステムを認めることとする。	国土交通省	200404	200402	10		6074 6080 7003 8029 8045 9052
	地域特性に応じた案内標識及び警戒標識の設置を可能とするための寸法要件の柔軟化	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二備考(二)9及び(五)2	交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を地域特性に応じて縮小できるように措置する。	国土交通省	200512				-
	港湾施設である道路を走行する自動車に対する保安基準の緩和	道路運送車両法の保安基準第55条、基準緩和と自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自技第193号)	港湾施設である道路において、鉄鋼製品等の貨物を大量かつ効率的に運ぶため、保安基準の一部適合しない大型車両を用いる場合、適切に道路を管理するための措置を講じるとともに、交通の安全を確保するため他の交通と分離・遮断することを前提に、当該車両が通	国土交通省	200512				-
×	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充	自然公園法施行規則第12条	一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風致の維持に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為であること。	環境省	200301	200510	10		1124 1157 2033 3045 5036 5046 6055 7061 2010 8039
×	国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充	自然公園法施行規則第15条	一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風景の保護に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為であること。	環境省	200301	200510	10		1124 1157 2033 3045 5036 5046 6055 7061 2010 8039
	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することの容認	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第3項	捕獲者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生息地の地理状況に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が同行すること。	環境省	200301				2042 2043 4080 5046 5065 7041 8027 9085 3043
×	再生利用認定制度の対象品目の拡大	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物)平成9年12月厚生省告示第259号(環境大臣が定める産業廃棄物)	再生利用認定の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる以下の廃棄物の範囲に含まれないものであって、かつその再生利用の内容が生活環境の保全上支障ないこと。①ばいじん又は焼却灰であって廃棄物の焼却に伴って生じたものその他生活環境の保全上支障があるもの②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの	環境省	200301	200510	10		1140 1107

×	1305	再生利用認定制度の対象品目の基準の特例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2、環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号)、環境大臣が定める産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号)	廃木材については、従来、保管状況によって多湿な環境では腐敗することで生活環境への影響が懸念されることとして、現行の再生利用認定制度の対象にしていなかったところであるが、適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しないものに関する再生利用認定制度の基準の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とする。	環境省	200307	200510	10		1107
	1306	地下空間を利用した溶融スラグの埋立処分の容認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)	現行では地下空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されているが、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物(溶融スラグ)については、提案自治体が、当該廃棄物の埋立処分による生活環境の保全上の支障や地盤の安全性等に関する問題がないと判断した地域に限って、地下水等の周辺環境のモニタリングを	環境省	200404				-
	1307	網又はわなを指定しての狩猟免許取得の可能性	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっているが、特区内に限り、網又はわなを指定して網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるように措置する。	環境省	200502				8038 8041 8046 8050 9084
	2001	特定非営利活動法人の設立に係る社員要件の引下げ	特定非営利活動促進法第10条第1項第3号、同法第12条第1項第4号	申請団体が特区内の地域の活性化に資すると認められる場合は、現行では十人以上の社員を有することとされている要件を、五人以上の小規模団体でも設立認証が可能となるように、一定の条件を設けて緩和する。	内閣府	200412				-
		注:1 認定特区の番号は頭最初の数字が認定回次を示す。なお、第1次認定に関しては11は第1次第1弾、12は第2弾。それぞれの特区内について								
		2 全国展開の欄の*印は、担当省の独自の判断によるもの。								
		3 特区停止の欄の数字は停止となった認定申請受付の回次。なお、11は第10回の申請の対象となっているが、次回からは外れるもの。								
		4 基本方針、全国展開、別表削除の数字は、それぞれが決定された年月を示す(200307は2003年7月)								